

介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

- 第1条 介護老人保健施設なのはな館みさき（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の心身機能の状態、生活障害、環境などを確認・評価したうえで生活において解決すべき問題点を絞り込みリハビリテーションを提供するとともに、ご家族の介護負担を考え、適切な介護サービスや住まいの環境を整備することを提案し利用者が可能な限り在宅においてその有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるようにリハビリテーションを提供します。
- 利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は新たな身元引受人の同意を得ることとします。
- 2 利用者は前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
 - 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
 - 4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除することができます。
- この場合は、3日間以上の予告期間をもって申し出るものとし、予告期間満了日に本約款に基づく訪問リハビリテーション利用は終了します。
- 2 身元引受人も前項と同様に訪問リハビリテーション利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所、死亡による終了)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく

訪問リハビリテーション利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又と認定された場合
 - ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を 2 か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず 14 日間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者が、当施設、当施設の職員に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑤ 第 3 条第 3 項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所、死亡した場合、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用は終了します。

(利用料金)

- 第 6 条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙 2 の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月 20 日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を口座自動振替の方法により支払います。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
 - 4 当施設が所在する都道府県にかかる消費者物価指数及び人件費、物価の変動、介護保険法その他の関係法令の変更、利用者の要介護度の変更その他の理由により、利用料が不相当になったと判断したときは、文書で通知することにより利用料を改定（増減又は減額）することができます。
 - 5 利用者が前項の利用料改定に同意することができない場合には、当施設による文書での通知から 1 か月の経過により本約款に基づく訪問リハビリテーション利用は終了します。

(記録)

- 第 7 条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第 1 項の記録の閲覧、謄写を求め

たときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 8 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙 3 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(事故発生時の対応)

第 9 条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合、当施設は身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第 10 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 11 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 12 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(同意管轄)

第 13 条 当施設及び利用者、身元引受人は本約款に関して、当事者間に紛争が生じたときは、千葉地方裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め同意します。

<別紙 1 >

介護老人保健施設なのはな館みさきのご案内
(2024 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団 慶勝会 介護老人保健施設なのはな館みさき
- ・開設年月日 平成 21 年 4 月 1 日
- ・所在地 〒294-0303 千葉県館山市浜田 110-1
- ・電話番号 0470-29-2700 ・ファックス番号 0470-29-2777
- ・管理者名 高木 晴代
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (千葉県第 1253680014 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。
なのはな館みさき訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)はさらなる在宅支援を目的とし、以下の運営方針に則り運営いたします。

- 1、病気やけが等により家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態、若しくはかかりつけ医が訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)を必要と認めた者に対し、リハビリ職員が在宅に訪問してサービスを提供いたします。
- 2、リハビリ職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、訪問リハビリテーション指示書及び訪問リハビリ実施計画に基づき、医学的管理の下における機能訓練、介護その他日常生活に必要とされる医療を提供し在宅における日常生活の回復を目指します。
- 3、常に医学的な立場で利用者の心身の状態を観察し、心理面での健康に及ぼす影響を配慮して適切な指導を行います。
- 4、健康保険法及び介護保険法の理念に基づき、寝たきり老人等の心身の特性を踏まえ、利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や ADL の維持・回復を図ると共に在宅療養が継続できるよう常に自立の可能性を最大限に引き出すよう適切な指導を行います。
- 5、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、指定介護予防事業者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 従業者の職種・員数

理学療法士 1 名 (常勤) 作業療法士 1 名 (常勤)

(4) 営業日・営業時間

月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日・12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く
午前 9 時から午後 5 時

(5) 通常の事業実施地域

館山市 (南房総市・鋸南町については要相談)

2. サービス提供時の留意事項

- ・ 緊急時の連絡について
サービスの提供時に利用者の心身の状態が急変した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急連絡します。連絡先等の変更は必ずご連絡ください。
- ・ 記録及び情報開示について
当施設は利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管いたします。
利用者が記録の保管期間中に危篤の閲覧、謄写等情報開示を求めた場合には原則これに応じます。
利用者に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には必要に応じて身元引受人は記録の閲覧及び謄写を求めることができます。
※文書代として 1 枚 10 円請求いたします。
- ・ 利用料の変更について
介護保険法その他の関係法令の変更、介護報酬の利用者負担分に変更が生じた場合により利用料の変更（増額又は減額）をする場合があります。
その際は概ね 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ・ お支払について
口座振替によりお支払いいただきます。手続きに必要な口座振替依頼書の提出が必要です。口座名義人は利用者または身元引受人といたします。
利用料は月末に締め、翌月の 10 日までに前月分の精算をし、請求書を作成いたします。
請求書の発送は翌月の 20 日以降、振替は概ね利用月翌月の 27 日です。

3. 要望及び苦情等の相談

サービスについての不明な点や疑問がありましたら、お気軽にご相談ください。

（電話 0470-29-2700）

相談窓口

リハビリ課：野崎孝伸、池田俊介（内線 118・107）

苦情等申立窓口

事務：木村 重生、支援課支援相談員：若林寛子、芝田幸子

第三者相談窓口

介護保険の相談窓口：館山市高齢者福祉課（電話 0470-22-3489）

苦情相談窓口：千葉県国民健康保険団体連合会苦情処理係（電話 043-254-7428）

介護老人保健施設なのはな館みさき 利用料金

2024 年 6 月 1 日

介護保険給付費の利用者自己負担金は、利用者の要介護認定の結果（要支援 1～要支援 2）と負担割合証の負担割合区分により金額が異なります。

(1) 基本料金

訪問リハビリテーション費 （1 単位 20 分）

308 円（1 割）、 616 円（2 割）、 924 円（3 割）

(2) 加算料金

～以下の加算は 1 割負担の場合を記載～

＊短期集中リハビリテーション加算

退院又は退所した日から 3 月以内に集中的にリハビリを実施した場合 200 円加算します。

＊リハビリテーションマネジメント加算 イ・ロ

医師が目的・留意事項等を理学療法士、作業療法士等へ伝え 3 月に 1 回以上リハビリテーション会議を開催評価し、定期的に見直しをしている場合、リハビリテーションマネジメント加算イとして 1 月につき 180 円加算します。また、LIFE（厚生労働省）へのデータ提出とフィードバックを活用している場合、リハビリテーションマネジメント加算ロとして 1 月につき 213 円加算します。

(イ)又は(ロ)に加えて、事業所の医師が利用者又はその家族に説明をし利用者の同意を得た場合、リハビリテーションマネジメント加算ハとして 1 月につき 270 円加算します。

＊認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症であると医師が判断しリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断した場合、医師の指示を受けた理学療法士等が退院又は訪問開始日から 3 月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合 240 円加算します。

＊口腔連携強化加算

利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合、1 月に 1 回限り 50 円加算します。

＊計画診療未実施減算

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1 回につき 50 円減算します。

＊退院時共同指導加算

事業所の理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合、退院時共同指導加算として 1 回に限り 600 円加算します。

＊移行支援加算

リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等の支援をした場合 17 円加算します。

＊サービス提供体制加算 (Ⅰ) (Ⅱ)

勤続年数 7 年以上の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している場合 6 円加算します。勤続年数 3 年以上 7 年未満の場合は 3 円加算します。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設なのはな館みさきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

訪問リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設なのはな館みさきを利用するにあたり、介護老人保健施設訪問リハビリテーション利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設なのはな館みさき

管理者 高木晴代 殿

【本約款第６条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

フリガナ ・氏 名	(続柄)	
・住 所	〒	
・電話番号		

【本約款第９条の緊急時の連絡先】

フリガナ ・氏 名	(続柄)	
・住 所	〒	
・電話番号		

【緊急時・第２連絡先】

フリガナ ・氏 名	(続柄)	
・住 所	〒	
・電話番号		